

◎児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案新旧対照表
 ○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 第六十条第一項の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条から第七十八条までの罪（その被害者が児童である場合に限る。）、同法第七十九条の罪若しくは同法第八十条、第八十一条、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項若しくは第二百四十三条（同項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項に係る部分である場合に限る。）、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（刑法第二百四十一条第一項に係る部分に限る。）の罪（その被害者が児童である場合に限る。）、又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童</p>	<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯したことにより、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して十年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五 前号に該当する者を除くほか、この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

六 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

七 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第十八条の十二 〔略〕

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

〔新設〕

三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 〔同上〕

五 〔同上〕

第十八条の十二 〔略〕

<p>② 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十八条の五各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 [略]</p> <p>② [略]</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 [略]</p> <p>② [略]</p>	<p>② 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十八条の五各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 [略]</p> <p>② [略]</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 [略]</p> <p>② [略]</p>
<p>② 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十八条の五各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 [略]</p> <p>② [略]</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 [略]</p> <p>② [略]</p>	<p>② 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十八条の五各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>二 [略]</p> <p>② [略]</p> <p>第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 [略]</p> <p>② [略]</p>

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法等の特例）</p> <p>第十二条の四 〔略〕</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>第十二条の五 〔略〕</p> <p>2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童（同法第四条第一項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一 心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 刑法第七十六条から第七十八条までの罪（その被害者が児童である場合に限る。）、同法第七十九条の罪若しくは同法第百八十条、第百八十一条、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の</p>	<p>（児童福祉法等の特例）</p> <p>第十二条の四 〔略〕</p> <p>2 3 4 〔略〕</p> <p>第十二条の五 〔略〕</p> <p>2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

二 第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項若しくは第二百四十三条（同項に係る部分に限る。）の罪（その被害者が児童である場合に限る。）、盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（刑法第二百四十一条第一項に係る部分に限る。）の罪（その被害者が児童である場合に限る。）、児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯したことにより、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない者

三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 児童福祉法第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五 前号に該当する者を除くほか、第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

〔新設〕

三 第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政

関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

六| 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

七| 児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

5
5
19
〔略〕

令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四| 〔同上〕

五| 〔同上〕

5
5
19
〔略〕

改正案	現行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 <u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯した</u>ことにより、<u>罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</u></p> <p>三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p>

改 正 案	現 行
<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいづれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一 十八歳未満の者</p> <p>二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯した事により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状</p>	<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいづれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p>

がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六| 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七| 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2
2
7
〔略〕

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2
〔略〕

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

五| (同上)

六| (同上)

2
2
7
〔略〕

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 (同上)

三 (同上)

2
〔略〕

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。
- 二 第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき（懲戒免職又は分限免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。
- 三 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料する
とき（同項第二号に規定する免職の処分を行った者が免許管理
者である場合を除く。）。

（報告）

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認め
たとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が
第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると
思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。
い。

附 則

18 児童福祉法第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をし
ている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部
科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定に
より幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合に
おける学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の
日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定に
かかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員

- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。
- 二 〔同上〕
- 三 〔同上〕

（報告）

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員につい
て、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めたと
き、
又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一
条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料す
るときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

附 則

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第
一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又
は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有
するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状
又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認
定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過する
までの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取

として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。